

秦野市伊勢原市環境衛生組合会計管理者事務の一部委任

(平成23年4月1日 告示第2号)

地方自治法第292条において準用する同法第171条第4項の規定により、
会計管理者の所管に属する事務の一部を別表のとおり委任する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(秦野市伊勢原市環境衛生組合会計管理者事務の一部委任の廃止)
- 2 秦野市伊勢原市環境衛生組合会計管理者事務の一部委任(平成20年秦野市伊勢原市環境衛生組合告示第5号)は廃止する。

【別表】